

大館発電事務所

消防設備点検業務委託

08-D0-A5

現場説明書（条件明示）

令和8年度

秋田県 大館発電事務所

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。

第1編 共通編

第1章 基準等

第1節 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第2節 積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- (1) 建築保全業務積算要領（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部
- (2) 設計業務等標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月以降適用）秋田県建設部
- (3) 建設機械等損料算定表（令和7年10月以降適用）秋田県建設部

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

第1節 工程関係

(1) 点検時期等の制限

本業務の点検回数は2回とし、点検時期は次を予定しています。

1回目 令和8年7月 機器点検及び総合点検

2回目 令和9年1月 機器点検

上記時期に点検ができない場合は別途協議します。

第2節 積算関係

(1) 点検日数について

点検日数及び履行場所の組み合わせは下記を想定して積算しています。

機器点検及び総合点検

・大館発電事務所・素波里発電所 1日

・早口発電所・山瀬発電所 1日

・柴平発電所 1日

・八幡平発電所・八幡平第二発電所 1日

機器点検

・大館発電事務所・素波里発電所 1日

・早口発電所・山瀬発電所 1日

・柴平発電所 1日

・八幡平発電所・八幡平第二発電所 1日